

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和元年7月10日開会

熊本県南小国町

令和元年度南小国町農業委員会 7月総会

1. 開催日時 令和元年7月10日(金) 午前10時00分から午前10時15分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (8名)

2番 佐藤省市委員	4番 下城孔志郎委員
5番 佐藤竹良委員	6番 村上文秋委員
7番 河津篤委員	8番 北里丈夫委員
9番 穴井堅委員	10番 武田時吉委員
4. 欠席委員 (2名)

1番 杉安申歳委員
3番 松崎久美子委員
5. 南小国町農業委員会憲章唱和
6. 会議録署名委員の指名 (10番委員、2番委員)
7. 議案第 9 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
8. 議案第 10 号 農地法各条関係審議について
9. 議案第 11 号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について
10. 議案第 号 その他
11. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎
事務局職員 佐藤 亮

○会長

改めておはようございます。7月の南小国町農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は農業委員が1番の杉安申歳さんと3番の松崎久美子さんが欠席の届けがっております。推進委員の方は全員出席をしていただいております。

農業委員の出席は定足数を達しておりますので、総会は成立をしております。

日程第1、まず南小国町農業委員会憲章の唱和ということで、本日は2番の佐藤省市さんに唱和をお願いしたいと思います。

佐藤さんよろしく申し上げます。

○2番委員

皆さんそれでは南小国町農業委員会憲章の唱和を行います。

南小国町農業委員会憲章唱和（省略）

以上です。

○会長

はい。どうもありがとうございました。

今日のようにまた農業委員さんは順番に唱和をお願いしたいと思います。

それでは日程第2の会議録署名委員を指名いたします。

10番 武田時吉委員。2番 佐藤省市委員にお願いいたします。

議案第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

続きまして日程第3「議案第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

【議案第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について 詳細に説明】

2枚目をお願いいたします。

受付件数は1件となっております。

賃貸人（〇〇〇）〇〇〇〇氏。借借人（〇〇〇）〇〇 〇氏。申請物件大字中原〇〇〇〇〇〇〇ー〇。台帳・現況地目共に田となっております。面積1, 127㎡の1筆です。合意成立日・合意解約日はいずれも令和元年6月18日。土地引渡期限が令和元年6月30日となっており、理由としまして双方の合意による解約となっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今受付番号1について事務局から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

（ありません。の声あり）

はい。ないというようなことでございますので18条受付番号1については報告書のとおりといたします。

議案第10号 農地法各条関係審議について

日程第4「議案第10号 農地法各条関係審議について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。3ページをお願いいたします。

【議案第10号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

本日の議題案件は3条の1件のみとなっております。

4ページをお願いいたします。

譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件大字満願寺〇〇〇〇〇〇。地目 田。面積1,742㎡。同じく〇〇〇〇。地目 田。面積2,482㎡。合計 田2筆の4,224㎡となっております。農業後継者への生前贈与のため、ということで所有権移転となっております。本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ許可要件のすべてを充たしていると考えます。

次のページ以降に申請物件の位置図、それと本日お配りしました現況の写真がお手元の資料となっております。

以上です。

○会長

ただ今事務局から説明がございました。

続いて担当地区委員の説明をお願いいたします。

(2番委員手をあげる)

はい。2番佐藤省市委員よろしくお願いします。

○2番委員

はい。本案件の状況等についてご説明いたします。申請人の〇〇〇〇氏から息子の〇〇氏への生前贈与の案件となります。〇〇氏の住所は〇〇〇の〇〇〇で自宅から申請筆までは10分程度の距離となります。〇〇〇にも農地を所有されているところではありますが、主な作物は花卉となっております。現場を確認したところ、写真にもございますが作付けもきちんとなされておりましたので、何ら問題はないと判断いたします。

ご審議のほどをよろしくお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それから最適化推進員がお出でになっておられますけど、高村さんから何か。

(高村委員手を上げる)

高村さんどうぞ。

○高村委員

現地を確認しましたところ、写真のとおりでございます。私の方からも

後継者もあとをきれいにやっておるので問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

○会長

はい。ただ今、3条の受付番号1について事務局並びに担当地区の両委員から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。

3条の受付番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので許可することに決定をいたします。

議案第11号

令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして日程第5、「議案第11号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

6ページをお願いいたします。

【議案第11号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 31018 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町大字満願寺○○○。

利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町大字赤馬場○○○-○。

利用権を設定する土地としまして、大字赤馬場○○○○○○-○。現況地目

田。面積3,053㎡。設定する利用権 利用内容は水稻。期間が31年

4月1日から34年3月31日までの3年間となっております。利用権の

種類につきましては賃借権となっております。続きまして同じく○○○○

○○-○。現況地目 田。618㎡。設定する利用権としましては先ほど

の○○○-○と同じ内容となっております。

○○○○氏の農業経営の状況等としましては、年齢59歳。農作業従事日数300日となっております、詳細については以下のとおりでございます。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

この利用権設定について質問等ございませんでしょうか。
ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですが、事務局からこの日付の説明だけ
ちょっとお願いいたします。

○事務局

事務局から日付の説明だけさせていただきます。

こちら設定する利用権の期間がですね平成31年の4月1日からという
ふうになっておりますけれども、こちらの利用権の設定をする者として、
〇〇〇氏がですね農業者年金の経営移譲年金を受給されておりました、
設定をする者とですね契約のやり直しというところで、この処理自体がで
すね経営移譲年金に影響があるのではないかと、というふうに事務局の方で
判断してですね、詳細について調べていたところちょっと時間がかかって
しまったことがあります、今回4月1日からの日付ということになって
おります。

申請自体はですね適正な日付で出されておりますので、こちらとしても問
題なく処理をさせていただきたいというところがございます。

以上です。

○会長

はい。今事務局から説明があったとおりですね、日付については事務的
な手続きで申請が本日の提出になって遅れたということがございます。

それでは採決に移ります。

受付番号31018について原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。

このことにつきましては南小国町長へ報告することといたします。

そ の 他

本日の議案については終わりましたけれど、その他ということでは何かご
ざいませんでしょうか。

ないようでありますので本日の7月の総会はこれで閉じたいと思いま
す。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年7月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 10番委員

署名委員 2番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌表紙共 枚